

論文

国有林野経営の性格と配置転換について

宮大農学部 二 宮 金 次 郎

森林の機能には、国土保全という公共的の部面と林産物の供給という経済的の部面とがあり、特に前者は、その性能を発揮せしめるため保安林として、國家管理が適当であり、これを国有林性格の第1義とし、後者に於いても林産資源の維持培養と非常時態に於ける木材の需要と価格の調整に応じ併せて、民有林経営の指導啓発となり、或いは国有林野の適正なる利用は各種産業発達に寄与し、国民生活の福祉増進に貢献せしめんために相当面積を国有林として所有することが必要であり、これを国有林の第2義的性格とするところに国有林野経営の意義深きものがあるのであります。我が国土の5割9分を占める林野面積2400万町歩はその地域的分布は概ね均等であり、国有、民有の面積比率30%は、又適正であるが遺憾ながら表示のごとく、国土の南端たる鹿児島、宮崎両県と東北部たる北海道を始め、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬の各県は、新潟、富山、長野等の諸県と共に国有林の過重なる偏在となり、従つて全国を通じてその性格を有効適正に發揮せしめるに、妥当性を缺ぎひいては、所在、農山、村民の生活に及ぼす影響に甚大なる較差を生じ、営農すら困難に立ち至らしめんとする環境なしとせず。ここに於てか国有、民有の配置転換を企図する大規模な整備計画を建て、国有林として經營すべき性格のものは万遍なく全国に必要とする処に確保すべきであります。これがため余りにも国有林が公益性に偏し、独立採算制が気づかわれるが如きもこれがため森林収入は決して減退すべきでなく更に別途開拓せらるべき余地が残されているのであります。即ち治山上多額の投資に依り培われたる電力資源としての

水利の評価が先づもつて論議せらるべく我が國包蔵水力2000万KWを全部開発すると1000億KWHの電力を得べく電気料金(1.K.W.H)10円とするも1兆円の収入が与げ得らるべき将来性を有し、現在事業用水力発電量340億K.W.Hの段階に於てすら3400億円の料金となり、昭和28年度用材1億1000万石(素材)単価平均1,500円薪炭材1億0200万石、単価立木150円とすればその価格1800億円と看做され、材木の売買というがごときは森林有形無形の国民生活への寄与から考えると9年の1毛で寧ろ災害防止水源林としての電力との関係の方が国民生活に及ぼす影響は経済的にも大きいのであるから採算の辻妻は、水利料の面にて、解決すべきであります。

しかも斯くすることにより、国土保全、木材生産の増加は、勿論国有林の偏在せる地方の民間縁故林の解放も企図せられ、農山村に生活活動の中核を与え營農、ひいては食糧問題等にもいささかな貢献を挙げ得らるべく国土再建の途上にある我が国力の進展に大いに寄与せられるところが大きなりとすれば、国有林経営の性格をこの点に集中善処すべきではなからうか。少くとも保安林は全部国有とし、その面積を増加せしめて、現国有林野の%を第一義の性格に当て、残りの%を第二義に充たすべきである。斯くすることにより所る営林署より植える営林署に転じ、殊に森林担当区を集約的に拡充し害なす水を利する水に転ずることこそ国民に認識された国有林たるべきであらう。ここに皆さんの御批判と御指導を頂き更にこの後の研究に資したいのであります。

林野別 都道 県別	林			野			保 安 林					全林野 面積に 対する %
	全面積	国有林	%	民有林	%	全面積	国有林	%	民有林	%		
北海道	5,781,395	3,411,287	59.0	2,370,108	40.9	(2,365) 742,443	(1,168) 380,178	51.2	(1,197) 362,265	44.8	12.8	
青 森	670,406	430,284	64.2	240,122	35.8	(1,807) 22,573	(74) 11,577	51.3	(1,733) 10,996	48.7	3.4	
岩 手	1,111,617	433,168	39.0	678,449	61.0	(9,717) 35,615	(79) 11,547	32.5	(9,620) 24,068	67.5	3.2	

都道県別	林		野		保		安		林		全林野 面積に 対する %
	全面積	国有林	%	民有林	%	全面積	国有林	%	民有林	%	
宮城	442,125	141,795	32.0	300,330	68.0	(8,078) 36,655	(103) 10,505	28.7	(7,975) 26,150	71.3	8.3
秋田	780,346	396,564	50.8	383,782	49.2	(964) 62,100	(65) 44,091	71.0	(89) 18,009	29.0	8.0
山形	663,526	358,120	54.0	305,406	46.0	(4,186) 120,047	(133) 76,062	63.3	(4,035) 43,985	36.7	18.1
福島	901,971	433,249	48.0	468,722	52.0	(8,638) 75,046	(2,305) 37,193	49.6	(6,333) 37,853	50.4	8.3
茨城	234,604	56,989	24.3	177,615	75.7	(1,372) 2,973	(115) 1,169	39.3	(1,257) 1,804	60.7	1.3
栃木	385,779	131,695	34.1	254,084	65.9	(8,971) 53,539	(264) 21,771	40.7	(8,667) 31,768	59.3	13.8
群馬	419,413	167,591	34.0	251,822	66.0	(18,869) 42,355	(243) 12,464	29.4	(18,626) 29,891	70.6	13.9
埼玉	121,137	18,004	14.9	103,133	85.1	(4,891) 17,157	(6) 3,350	19.5	(4,885) 13,807	80.5	14.2
千葉	168,915	11,916	7.1	156,999	92.9	(3,883) 2,019	(210) 493	24.4	(3,673) 1,526	75.6	1.2
東京	80,528	1,591	1.9	78,937	98.1	(3,135) 6,273	(3) 149	2.4	(3,132) 6,124	97.6	7.8
神奈川	110,782	10,797	9.6	99,985	90.4	(14,097) 29,551	(58) 184	0.6	(14,039) 29,367	99.4	26.7
新潟	779,206	267,777	33.5	531,429	66.5	(2,928) 152,889	(207) 105,870	69.2	(2,721) 47,019	30.8	19.1
富山	271,842	74,219	27.3	197,623	72.7	(556) 142,794	(31) 73,845	51.7	(525) 68,949	48.3	52.5
石川	285,314	16,318	5.7	268,996	94.3	(17,243) 35,007	(155) 8,140	23.3	(17,008) 26,867	76.7	12.3
福井	316,973	4,739	1.5	312,234	98.5	(24,024) 73,945	(6) 1,079	1.5	(24,018) 72,866	98.5	23.3
山梨	338,026	3,831	1.1	334,195	98.9	(10,298) 80,080	(68) 128	0.6	(10,230) 79,952	99.4	23.7
長野	985,152	334,742	34.0	650,410	56.0	(31,800) 102,354	(423) 42,365	41.4	(31,377) 59,989	58.6	10.4
岐阜	864,550	161,562	18.7	702,988	81.3	(5,152) 137,213	(18) 4,556	3.3	(5,134) 132,657	96.7	17.9
静岡	513,282	89,788	17.5	423,494	82.5	(21,536) 56,383	(666) 600	1.1	(27,870) 55,783	98.9	11.0
愛知	255,990	14,900	5.8	241,090	94.2	(1,751) 5,171	0	0	(1,751) 5,171	100	2.0
三重	385,520	26,619	6.9	358,901	93.1	(4,784) 5,182	(23) 1,154	22.3	(4,761) 4,028	77.7	1.3
滋賀	215,324	8,469	3.9	206,855	96.1	(15,309) 29,133	(35) 3,683	12.7	(15,274) 25,450	87.3	13.5
京都	340,588	9,085	2.7	331,503	97.3	(8,616) 10,170	(46) 963	9.5	(8,570) 9,207	90.5	3.0
大阪	65,416	1,675	2.6	63,741	97.4	(322) 3,107	(320) 22	0.7	(320) 3,085	99.3	4.7
兵庫	565,745	29,255	5.2	536,490	94.8	(13,531) 27,200	(126) 2,559	9.4	(13,403) 24,641	90.6	4.8
奈良	283,559	2,474	0.9	281,088	99.1	(1,230) 1,998	(111) 411	20.6	(1,119) 1,587	79.4	0.7
和歌山	357,990	14,266	4.0	343,724	96.0	(1,620) 15,597	(4) 135	0.9	(1,616) 15,462	99.1	4.4
鳥取	254,481	31,524	12.4	222,959	87.6	(2,064) 28,633	(64) 2,776	9.7	(2,000) 25,857	90.3	11.3

都道 県別	林		野			保安林					全林野 面積に 対する %
	全面積	国有林	%	民有林	%	全面積	国有林	%	民有林	%	
島根	519,670	26,527	5.1	493,143	94.9	(14,612) 10,536	(16) 46	0.4	(14,596) 10,490	99.6	2.0
岡山	444,880	34,103	7.7	410,777	92.3	(58,453) 75,889	(37) 2,411	3.2	(58,416) 73,488	89.6	17.1
広島	393,228	39,965	10.3	353,263	89.8	(19,811) 22,836	(82) 4,998	21.9	(19,729) 17,838	78.1	5.8
山口	399,309	6,990	1.8	392,319	98.2	(10,407) 14,994	(21) 232	1.6	(10,386) 14,762	98.4	3.8
徳島	302,806	4,594	1.5	298,212	98.5	(10,093) 15,680	(155) 12	0.1	(9,938) 15,668	99.9	5.2
香川	89,180	9,567	10.7	79,613	89.3	(8,539) 10,963	(20) 980	8.9	(8,519) 9,983	91.1	12.3
愛媛	407,371	38,700	9.5	368,671	90.5	(454) 24,968	(17) 1,706	6.8	(437) 23,262	93.2	6.1
高知	576,701	124,088	21.5	452,613	78.5	(9,361) 17,075	(39) 4,705	27.6	(9,322) 12,370	72.4	2.9
福岡	237,576	62,597	26.4	174,979	73.6	(6,265) 9,900	(168) 6,041	61.0	(6,097) 3,859	39.0	4.2
佐賀	128,328	21,797	17.0	106,531	83.0	(280) 2,477	(18) 1,961	79.2	(525) 516	20.8	1.9
長崎	262,075	28,476	10.9	233,599	89.1	(1,233) 7,396	(170) 4,730	63.9	(1,063) 2,666	36.1	2.8
熊本	519,279	71,021	13.7	448,258	86.3	(643) 8,537	(19) 1,677	19.6	(624) 6,860	80.4	1.6
大分	447,189	47,543	10.6	399,646	89.4	(383) 11,731	(23) 862	7.4	(360) 10,869	92.6	2.6
宮崎	577,644	176,021	30.5	401,623	69.5	(301) 6,527	(118) 2,973	45.5	(183) 3,554	54.5	1.1
鹿児島	475,007	158,524	33.4	316,483	66.6	(6,839) 1,184	(552) 3,524	31.5	(6,287) 7,660	68.5	2.4
合計	24,591,745	7,938,806	32.3	16,652,939	67.7	(401,371) 2,405,895	(8,296) 895,877	37.2	(393,075) 1,510,018	62.8	9.8

※ ( ) の中は箇所を表す

## 部分林制度をどう理解するか

九大農学部 塩谷勉

Tsutomu SHIOYA: How to understand the system of profit-sharing forest?

1. 国有林は国家企業として、その他の公私の企業体と並んで、林業の経営と生産を担当しているし、そのような性格は戦後益々明瞭になつてきた。併し又国家がその林野所有を通じて、林業政策の一面を遂行していることは事実である。例えば今次保安林の買上の如き然りであるが、部分林という制度も国有林のこの

種機能の一であつて、経済性が原則になる企業としての国有林業の中に、部分林が入る余地は少くとも現在では無い。部分林制度は、旧藩時代を持出さなくとも、国有林業というものの輪廓が出来上る以前から(明治11年の部分木付條例など)既に在つたことからも首肯してよい。